

「COTOHA Call Centerサービス」の試験サービスに係る契約約款【現改比較表】2021年7月9日現在

～2021年7月8日

2021年7月9日～

第6条 利用期限等

本サービスは、令和3年7月末日を利用期限とし、契約者数の上限を100に限定して提供します。

2 (略)

3 (略)

第6条 利用期限等

本サービスは、令和3年7月12日を利用期限とし、契約者数の上限を100に限定して提供します。

2 (略)

3 (略)

附 則 (令和3年7月9日 A P S 1 第 00803417 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月9日から、実施します。

(第6条(利用期限等)に係る取扱い)

2 当社は、令和3年7月9日以降、本サービスの新規受付を停止し、この本約款第9条(承諾)にかかわらず、申込があっても承諾しません。また、当社は、令和3年7月12日をもって本サービスの提供を終了するため、同日をもって本約款を廃止します。

3 本約款廃止日前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。